

令和6年12月10日

令和6年度第9回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和6年12月10日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和6年12月10日（火曜日） 午後1時45分

4. 議案

- 議案第52号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第55号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第56号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- 議案第57号 競（公）売買受適格者の証明について
- 報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第29号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 中村 美喜雄	11番 成田 貴吉	12番 西澤 清光
13番 西塚 伸	14番 野口 友子	15番 福士 修身
16番 堀内 俊春	17番 三上 紘史	18番 安田 昌樹
19番 山田 正樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし		
----	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 赤田 千草	3番 福士 博人
4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	8番 山田 五月	9番 川村 富子
10番 川村 忠則	11番 小泉 作郎	12番 金井 直也
13番 石川 正光	14番 奈良岡 和也	16番 石村 英康
17番 猪股 康行	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

15番 野 呂 正 幸	18番 出 町 鉄 昭	
-------------	-------------	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局次長	工 藤 哲 也	事務局分室長	佐 藤 保
主 幹	相 馬 康 宏	主 幹	古 田 正 之
主 査	山 内 武 志		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和6年度第9回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

19番山田正樹委員、1番秋谷進委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第52号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が8件、賃借権設定が3件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については、労力不足、遠隔地居住、農地集約、相続財産清算のためであり、譲受人又は借人については、経営規模の拡大または農地集約のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それではご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、2ページの所有権移転申請番号67番、68番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(福士博人推進委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士博人推進委員を入場させてください。

(福士博人推進委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続いて、2ページの所有権移転 申請番号 69 番の審議を行うにあたり、工藤隆正推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(工藤隆正推進委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

工藤隆正推進委員を入場させてください。

(工藤隆正推進委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

66番ですが、労力不足と経営規模の拡大となっているが、経営規模の拡大したい人が200㎡ちよつとでしょ。1反歩ない。1反歩の5分の1くらい。

○事務局

200㎡くらい。

○5番(木村孝芳委員)

200㎡なんでしょ。それで経営規模拡大する。ここで何をやるのですか。

○事務局

野菜等をつけるということで申請が上がっております。

○5番(木村孝芳委員)

家庭菜園なんでしょ。

○事務局

家庭菜園になりますね。

○5番(木村孝芳委員)

はい、わかりました。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第53号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした所有権移転に関する農地法第5条の許可申請が3件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、申請番号22番、23番、24番について説明させていただきます。右上に「議案第53号 関係資料」と記載している資料をご覧ください。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目から4ページ目が許可申請書で、譲渡人、譲受人、及び転用目的は記載のとおりです。

5ページ目が位置図、6ページ目が求積図、7ページ目が地番配置図、8ページ目が土地利用計画図、9ページ目が農地転用計画書、10ページ目から13ページ目が土地登記簿、14ページ目から16ページ目が法人登記簿、17ページ目が候補地比較検討表となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件をも満たさない「その他の農地」と判断され、その許可基準は第2種農地と同様とされています。

第2種農地の転用は、周辺のほかの土地で事業目的を達成できると認められる場合は原則として許可できませんが、当該申請は申請者が太陽光パネル設置を目的とした転用であり、周辺にある非農地について検討したものの、ほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第2種農

地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、安部委員。

○2番(安部浩一委員)

2番安部です。事務局にお伺いしたい。この会社って100%中国資本だと思うんですけど、登記簿上は日本人になっていますけど、親会社自体が100%中国資本の会社で外国人の土地規制に関わる規制に引っかかるのではないかということ。

もう1点ですが、今盛んにメガソーラーの件で、賃貸借の許可は十分満たしていると。しかし、耐用年数が20年といわれていますが、そのパネルの処理に関して以前に設置したところで問題が発生しています。処分ができないで、その会社自体が放置しているという問題も出ています。そういうところは見ないで、設置するにあたり問題がなければ許可するというのは無責任なんじゃないかなって。

後の人達に禍根が残るようなところは出すべきではないのかな。もしくは検討して、最後まで調べてもらいたいなというのがあるんですけども、それについてはどうでしょうか。

○事務局

まず、県で許可を出すかたちですけれども、提出書類に関しては法人登記簿ですが、ここからは中国企業であるというのとは見てとれないです。

さらにその上の会社、さらにその上の会社まで登記簿を提出するということはないので、そこまでの判断は求められているものではない。県の方に任せているというかたちです。

○2番(安部浩一委員)

大変申し訳ないですけど、この会社は私が調べたら2009年に中国100%資本の会社で、2013年に外国人土地規制法って法律が改正になるにあたって、国内の資本に変えたわけです。でも、今現在、一般社団法人と同じ会社の傘下に入っているわけです。一般社団法人の理事長が中国人の方で、それがいけないというわけじゃないですが、規制法の中に地方公共団体は国が実施する政策に協力するということになっているわけだし、知らないのだと思う。ただ登記簿出している

だけだと思うので、一般社団法人になっているので同性同名にはしていないのかもしれないです。法律上は、私が危惧するのは外国人だからではないですよ。この近くに駒込川の水源があるわけ。もしかすれば、どんどん広げていって、水源に被る形で開発が進められていくのも不安だし、ソーラーの買取価格が 18 円～20 円と低価格の時に採算とれるのかなと思うし、他に目的があるのかと危惧しているところもあるし、それを加味したのか。設置するだけの許可は取っていても、その後の事。20 年経って入れ替える際に採算とれないから止めるとなると、後始末で会社自体がしてくれるのか。会社が無くなれば、それも出来ないわけですよ。そういうところまで見たかたちの対応を県の方でしているのか聞いたかったので。しているのであれば良いですが、その辺はどうですか。

○事務局

判断は県なので、我々はその内容までは。そのの上まで調べるのか、どういう基準で判断しているのかはまでは。あくまでも我々は、農業委員の皆様から意見を出していただいてそれに対して、事務局としては法律の許可の基準にあっているかどうかということをもって県の方に意見を出す。

安部委員がもし意見があるとか、こういうのを付した方がいいという意見があれば、ぜひ言っていただいて、そこを皆さんで付すべきだという判断であれば、こういう意見が出ましたと付けて県の方に諮りたいと思います。何かあれば。

○2 番（安部浩一委員）

今、言ったことを意見として付していただければいいですし、難しいし、時間もかかると思うので、そういった意見があったことを。

○事務局

簡潔にどういう。

○2 番（安部浩一委員）

会社自体は上の方に別な会社があるわけですよ。同じ会社の名前で、一般社団法人としての会社があるわけですよ。その会社自体は 100%中国の多国籍の外国人の子会社ですよ。

○事務局

その観点までこちらで調べて、それを意見として。

○2 番（安部浩一委員）

それに対して、外国人土地規制法というのが 22 年に改正になっているわけですよ。それに抵触していないのかってことですよ。抵触していなければ私はいいですよ。その 1 点と設置する時の

許可基準は満たしているから許可は出しますよというのではなくて、様々な問題がソーラーに関しては出ているじゃないですか。20年後の耐用年数を過ぎたソーラーパネルの処分とか撤去とか色々問題はありますが、ちゃんとしてもらえるのか。会社がなくなったから後は出来ませんでしたというのではなく、そういうのを考えていただいているのか確認したかった。

○事務局

撤去についても確実にを行うようにという参考意見をつけて。

○2番（安部浩一委員）

そうですね。担保ではないですけど、見通しがたっているのかということも聞いて欲しい。

○事務局

記載して、県の方に伝えたいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

今の話の中で、20年後なんて誰もわからないじゃないですか。それを誰がどういうふう判断するんですか。今までも、4月から私は委員になったけれども20年後に対して責任持てるんですか。許可とか20年後を考えて我々やっているんですか。やっていないでしょ。

それと、登記簿上、中国人だなんて全然わからないじゃない。あなたが個人的に調べるのは良いかもしれないけれども、農業委員会の意見として、中国人かどうか全然出てこないじゃないですか。そこまでの判断はできないと思いますよ。

以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

安部さんは調べた上での。

○2番（安部浩一委員）

そうです。こういう公の場ですから、適当なことも言えないですし、当然、議案書を渡されれば調べるのも農業委員の仕事ですよ。背後にあることも調べていかないとならないと思うので。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

今の意見を付して県の方にあげるということですので、それでよろしいですか。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
他に質問・意見ございませんか。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、議案第54号及び第55号は関連がありますので一括審議の議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局
本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が10件、利用権設定が2件の合計12件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が6ページから10ページ、利用権設定の案が11ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第55号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
それでは、8ページの所有権移転申請番号43番の審議を行うにあたり、福士修身委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(福士修身委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士修身委員を入場させてください。

(福士修身委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続いて、8 ページの所有権移転申請番号 44 番、45 番の審議を行うにあたり、三上紘史委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、そのように決定します。
三上紘史委員を入場させてください。

(三上紘史委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
続いて、9ページの所有権移転申請番号46番の審議を行うにあたり、成田貴吉委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(成田貴吉委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
これより当該申請について審議を行います。
審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、そのように決定します。
成田貴吉委員を入場させてください。

(成田貴吉委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第56号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地について、貸し手と機構との契約はそのまま、借り手のみを変更するに当たり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請し、最終的には、県知事が計画を認可・公告することになるものであります。

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は利用権設定が1件であり、個別の内容につきましては、12ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、本日の追加議案となりました議案第57号を議題とします。

本案の競売買受適格者の証明については、競売の公平・公正性に鑑み、審議直前の議案配付としております。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の買受適格証明願とは、裁判所等が行う競売・公売の入札に参加する際に必要となる書類であり、入札参加者が農地を取得できる者であることを農業委員会が証明するものです。

買受適格証明書の交付は、農地法の許可に準じて行うこととされており、今回は耕作目的の申請である農地法第3条の許可を出せるか否かが審議事項となります。

申請件数は1件、申請人は黒石市の農業者であり、その調査内容につきましては、お手元に配付しております「調査書(競売)」のとおりとなっております。

なお、買受適格証明書は農地法に基づく許可書ではないため、落札された場合は、別途許可申請書を提出していただくこととなりますが、その許可に当たっては、改めて月例総会で審議するのではなく、事務局で許可書を交付することとなりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

この追加資料だけではわからないけれども、対象地はどこですか。

○事務局

対象地は、競売買受適格証明に記載してある大字北中野字中坪の3筆です。

●●●と●●●、●●●●●。

○5番(木村孝芳委員)

田んぼを作るということですか、それともりんごを作るということですか。

○事務局

登記簿上の地目は田んぼになっていますけれども、現況は樹園地となっております。

○5番(木村孝芳委員)

わかりました。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問・意見ございませんか。

はい、成田委員。

○11番(成田貴吉委員)

11番成田です。北中野中坪というのは、先月新規就農者の大学生の方が申し込んだ競売物件と同じところでしょうか。

○事務局

同じところですよ。

○11番(成田貴吉委員)

この●●さんの情報がわからなくて、例えば、りんごをどれくらい作っているかとか、歳がどれくらいとか、スピードスプレーヤーとか、どういうふうに薬をかけるとか、そういうふうに入れていただければ判断材料になると思うんですけども。

○事務局

証明願の方には、そこまで入ったものがあがってきておりました。

○11 番（成田貴吉委員）

事務局としては問題ない人でよろしいですか。

○事務局

そうなります。

○11 番（成田貴吉委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、適格者に決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 26 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が 1 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第 27 号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が 3 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第 28 号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 22 件となっております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

- 議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第29号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

- 事務局
「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が1件です。
なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

- 議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

- 各委員
(了承)

- 議長(西澤清光会長職務代理者)
それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

- 各委員
(意見なし)

- 議長(西澤清光会長職務代理者)
ほかに事務局から何かありますか。

- 事務局
賃借料情報提供に係る方針確認について説明

- 5番(木村孝芳委員)
生産者概算金目安額について
(全農県本部の生産者概算金目安額を基にするのはなぜか)

- 事務局
生産者概算金目安額について
(全農県本部とJA青森と生産者概算金目安額と同額のため)

○8 番（齊藤光朗委員）

生産者概算金目安額について

（J A青森も追加払いがあるのではないか。最終清算は来年、再来年になるまで不明）

○事務局

次回の月例総会は、1月14日（火）午後1時から、場所は「浪岡中央公民館大ホール」での開催となりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これをもちまして、令和6年度第9回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。